

日本ホリスティックハーブ協会定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当団体は、日本ホリスティックハーブ協会と称する。
英語表記は Holistic Herbal Assosiation Japan、略称は HHAJ とする。

(目的)

第2条 当団体は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ハーブ療法の講座開催
- 2 ハーブ療法講師の認定と、講師の講座開催活動の補佐
- 3 ホリスティックハーブ療法プラクティショナー試験(初級試験)、
ホリスティックハーブ療法アドバイザー認定試験(上級試験)の開催
- 4 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当団体は、本店を滋賀県守山市岡町 29 番地 5 に置く。

第2章 会員について

(会員制度:初級)

第4条 当団体は、初級を受講した後、初級試験に合格し、認定料 5,000 円を納入した者を 初級認定会員 とし
て認定する。

(会員制度:上級)

第5条 当団体は、上級を受講した後、上級試験し、認定料 5,000 円を納入した者を を 上級認定会員 とし
て認定する。

(会員制度:認定講師)

第6条 当団体は、初級試験に合格後、面談と加盟料、年会費を支払った者を、認定講師会員 とし
て認定する。

(役員の氏名、住所)

第7条 役員の氏名、住所は、次のとおりとする。

京都府船井郡京丹波町実勢 39-23

梅垣 左代子 責任者

第3章 役員総会

(役員総会)

第8条 当団体の団体総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年度末日の翌日より3ヶ月以内に開
催し、臨時総会は必要に応じ開催するものとする。

(招集)

第9条 役員総会は、責任者がこれを招集するものとする。

② 役員総会を招集するには、会日より5日前に各役員に対し、その通知を発することを要する。

(議長)

第10条 役員総会の議長は、責任者がこれに当たる。

(決議の方法)

第11条 役員総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、総役員の議決権の過半数以上を有する役員が出席し、出席役員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第12条 各役員は、一人につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第13条 役員総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第14条 当団体には、役員5名以内を置く。

(資格)

第15条 当団体の責任者は、当団体の役員中より役員総会において選任するものとする。ただし、必要があるときは、役員以外の者から選任することを妨げない。

(責任者)

第16条 当団体に役員が2名以上あるときは代表責任者1名を置き、役員の間選によって定めるものとする。

② 役員が1名のときはその者を責任者とし、2名以上のときは代表責任者を最高責任者とする。

(役員報酬)

第17条 役員報酬は、役員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第18条 当団体の営業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(利益について)

第19条 利益については、宣伝費用や販促費用として使用する。

第6章 附則

(最初の役員)

第20条 当団体の最初の役員は、次のとおりとする。

役員 梅垣 左代子

(最初の営業年度)

第21条 当団体の最初の営業年度は、当団体成立の日から平成22年4月30日までとする。

(最初の営業年度の運営資金について)

第22条 当団体の最初の営業年度の資金は、初期役員が貸与するものとする。

(定款に規定のない事項)

第23条 この定款に規定のない事項は、その他の法令によるものとする。

以上、日本ホリスティックハーブ療法協会を設立するため、この定款を作成し、役員が次に記名押印をする。

平成21年4月30日

役員 梅垣 左代子